

## 高知県地域営農推進交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域営農推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県は、地域農業の中核を担う組織の取組を支援するため、市町村が地域営農関連事業の財源に充てるために要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (交付金額算出の対象事業)

第3条 交付金額算出の対象事業は、「高知県地域営農支援事業費補助金交付要綱」別表第1に規定するハード事業（以下「地域営農支援事業」という。）に過疎対策事業債を充当して行う事業とする。

ただし、他の補助金等を活用して実施する事業は、対象としない。

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、前条に規定する対象事業に充当した過疎対策事業債の額の30パーセントに相当する額を上限とする。

### (交付金の交付期間)

第5条 交付金を交付する期間は、第3条に規定する事業が完了した年度の翌年度とする。

### (交付金の使途)

第6条 交付された交付金は、次に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 地域営農支援事業で整備した農業用機械等に係る事業
- (2) 特定目的基金（地域営農関連事業）への積立
- (3) 地域営農支援事業のために既に借り入れた地域営農の推進に係る地方債の償還財源
- (4) その他、地域営農の推進に資するものとして知事が認める事業

### (事業計画等)

第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、第3条に規定する事業を実施する前に、別記第1号様式による実施計画書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、所管の農業振興センター又は家畜保健衛生所は、市町村から提出された実施計画書を精査し、当該実施計画書についての意見書を農業担い手支援課に送付するものとする。

また、事業実施主体が「高知県地域営農支援事業実施要領」の第3に規定する地域農業

法人の場合は、別記第2号様式による地域農業法人に係る確認書を作成し、市町村は、当該確認書を、実施計画書とともに知事に提出しなければならない。

2 市町村は、前項の規定により実施計画書について、知事の承認を受けた後に、次の各号のいずれかの項目の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による実施計画変更書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 成果目標を変更しようとするとき

(2) 事業実施主体を変更しようとするとき

(3) 整備する機械等の仕様を変更しようとするとき

(4) 事業実施主体が実施事業を追加しようとするとき

3 知事は、前2項の規定により提出された実施計画書又は実施計画変更書を審査し、内容が適当であると認めたときは、その旨を市町村に通知するものとする。

(交付金の交付申請)

第8条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 知事は、第8条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、別記第5号様式による交付決定通知書を当該市町村に通知するものとする。

2 知事は、市町村及び事業実施主体が、交付金を他の用途に使用し、又は交付金の交付の内容、第10条に規定する交付の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、当該交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該市町村に返還させることができる。

(交付の条件)

第10条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、交付金の交付に当たっては、事業実施主体に対して同事項の条件を付さなければならない。

(1) 交付金にかかる法令、規則及び別に定める「高知県地域営農支援事業実施要領」等の規定に従うこと。

(2) 地域営農支援事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の財務規則等の規定に準じた方法によって、契約を締結すること。

(3) 交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 交付金に係る事業の遂行及び支出状況について知事から報告を求められた場合は、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、知事に提出すること。

(5) 前条の規定により交付金を特定目的基金に積み立てた場合で、交付申請時に提出した基金処分計画書の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作

成し、知事に提出すること。

- (6) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、処分制限期間の間、保管すること。
- (7) 交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (8) 交付金に係る事業により取得し、又はその効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (9) 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (10) 交付金に係る事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準ずること。
- (11) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (12) 事業実施主体に対し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すこと。

#### （交付金の変更）

第11条 市町村は、交付の決定を受けた交付金について、次の各号のいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体を変更しようとするとき
- (2) 交付金額の総額又は各事業実施主体の事業区分ごとにおける交付金額について増額、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき
- (3) 実施事業を追加しようとするとき
- (4) 事業完了予定年月日を延期しようとするとき
- (5) 事業を中止又は廃止しようとするとき

2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第5号様式による変更交付決定通知書を当該市町村に通知するものとする。

#### （地域営農支援事業の実績報告等）

第12条 市町村は、地域営農支援事業の完了の日の属する年度の翌年度の5月31日（地域営農支援事業を廃止した場合は、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日）までに、別記第7号様式による実績報告書を知

事に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第13条 交付金は、第12条の規定により交付金の額を確定した後に支払うものとし、市町村は、別記第8号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第14条 市町村は、地域営農支援事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第9号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請を審査し、適当であると認めるときは、繰越承認通知書により市町村に対して通知するものとする。

3 市町村は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第16条 交付金に係る事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

2 第7条の規定による書類の提出は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第10条第5号から第8号まで及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第10条関係）

- （1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （3）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （8）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （9）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。